

# 伊賀市専用水道及び簡易専用水道 事務取扱要領

平成25年4月

伊賀市水道部

# 第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、専用水道及び簡易専用水道の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 専 用 水 道

(確認の申請)

第2条 法第32条の規定に基づき水道事業管理者の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）により行い、申請書の添付書類は「水道事業等の認可の手引き（平成23年10月版）」を参考とするものとする。

2 水道事業管理者は、前項の工事設計が法第5条の規定による施設基準に適合すると認めるときは専用水道の布設工事設計の確認について（様式第2号）を交付するものとする。

3 水道事業管理者は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の工事設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めるとき又は適合するかしないかを判断することができないときは確認不適合通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(記載事項の変更)

第3条 法第33条第3項の規定に基づく届出は、記載事項変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(給水の開始)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定に基づく届出は、給水開始届出書（様式第5号）により行うものとする。

(水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定に基づき水道技術管理者を設置又は変更したときは、水道（受託水道業務）技術管理者設置（変更）報告書（様式第6号）により報告するものとする。

2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定に基づき業務を受託した水道管理業務受託者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第3項の規定に基づき受託水道業務技術管理者を設置又は変更したときは、様式第6号により委託を受けた専用水道設置者を經由して報告するものとする。

(水質検査)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定に基づき実施した水質検査（規則第15条第1項第1号イに掲げる検査を除く。）の結果が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、その結果を水質調査報告書（様式第7号）により水道事業管理者に報告するものとする。

(健康診断)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定に

基づき健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、その結果を健康診断報告書（様式第 8 号）により水道事業管理者に報告するものとする。

（給水の緊急停止の通報）

第 8 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定に基づき給水の緊急停止を行ったときは、直ちに水道技術管理者に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道事故報告書（様式第 9 号）により報告するものとする。

（業務の委託）

第 9 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項の規定に基づく届出は、業務委託届出書（様式第 10 号）により行うものとする。

（断減水等の通報）

第 10 条 専用水道の設置者は、渇水、風水害、地震等により、水道に断減水等が生じたときは直ちに水道事業管理者に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道断減水等状況報告書（様式第 11 号）により報告するものとする。

2 水道事業管理者は、前項の通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。

（施設使用の報告）

第 11 条 水道施設の設置者は、すでに設置されている水道施設が、供給内容等の変更により専用水道に該当するに至ったときは専用水道施設使用報告書（様式第 12 号）により水道事業管理者に報告するものとする。

（承継の報告）

第 12 条 専用水道を承継したものは、専用水道承継報告書（様式第 13 号）により水道事業管理者に報告するものとする。

（廃止の報告）

第 13 条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、専用水道廃止報告書（様式第 14 号）により水道事業管理者に報告するものとする。

### 第 3 章 簡易専用水道

（設置又は変更の報告）

第 14 条 専用水道の設置者は、簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置報告書（様式第 15 号）により報告するものとする。

2 専用水道の設置者は、前項の報告書記載事項等に変更を生じたときは、簡易専用水道変更報告書（様式第 16 号）により水道事業管理者に報告するものとする。

（準用規定）

第 15 条 第 12 条及び第 13 条の規定は、簡易専用水道設置者について準用する。この場合において、第 12 条及び第 13 条中「専用水道」とあるのは「簡易専用水道」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。